

「弟子屈町地域みらい留学生」募集要項

(令和9年度入学者用)

1 目的

北海道弟子屈町では、北海道弟子屈高等学校（以下「弟子屈高校」という。）の更なる魅力向上及び本町の若年層の定住・交流人口の増加による地域活性化を目的として、町外から弟子屈高校に入学を希望する者のうち弟子屈町での住まいの確保の目途が立っていない生徒を弟子屈町地域みらい留学生（以下「留学生」という。）として募集します。

2 事業概要

この弟子屈町地域みらい留学生事業は、町外から弟子屈高校に入学を希望する者のうち弟子屈町での住まいの確保の目途が立っていない生徒に対し、弟子屈町教育委員会が手配する住宅を紹介するものですが、紹介できる住宅に限りがあり、多数の生徒を受け入れることが困難であるため、あらかじめ入居希望者の募集及び選考（抽選）を行った上で、住宅に優先的に入居できる方（留学生候補者）を決定するものです。その後、推薦入試で合格したときに、正式に住宅に入居できる方（留学生）として決定いたします。

弟子屈町内には高校生向けの寮や下宿がないことから、次年度、弟子屈高校の入学を希望し、住まいの確保の目途が立っていない生徒の方は、ぜひこの事業をご活用ください。

3 募集定員

1名【女性に限る】 ※既にシェアハウスに女子1名が入居されているため。

4 申込対象者

- (1) 令和9年3月において学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校を卒業又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了することが見込まれる者
- (2) 町外に居住し、翌年度に弟子屈高校への入学を希望する者のうち弟子屈町での住まいの確保の目途が立っていない者
- (3) 高校生として自覚を持って、規則等を遵守し、心身ともに健康で自立した生活を送ることができる者

(4) 留学生になろうとすることを保護者が同意していること。

5 申込方法

6の申込書類を弟子屈町教育委員会管理課学校教育係に郵送又は持参により募集期間内(令和8年11月13日必着)に提出してください。

【提出先】

〒088-3292 川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
弟子屈町教育委員会 管理課 学校教育係
電話:015-482-2945(課直通)

6 申込書類

(1) 令和9年度 弟子屈町地域みらい留学生申込書

7 申込期間

令和8年9月24日から令和8年11月13日(必着)

※定員に達しない場合は、期間を延長することがあります。

8 選考方法

弟子屈町地域みらい留学生候補者(以下「候補者」という。)の選考方法は、申込書類の審査及び面接とします。

(1) 面接方法 申込者とその保護者とのオンライン若しくは対面による面接

(2) 面接日程 9月～11月のいずれかの日程

※面接方法・希望日程を申込書の所定欄に記載してください。申込後にこちらから日程調整の連絡をいたします。

9 選考基準

(1) 弟子屈町での学びに興味・関心・意欲を持っていること。

(2) 高校生として、地域活動に積極的に参加する意欲があること。

(3) 基本的生活習慣が身に付いており、親元を離れても自立した生活が送れること。

(4) 周りの人と良好な関係を築け、他者への思いやりと規範意識を持ち、学校、社会、住まいのルールを守ることができること。

(5) 心身ともに健康で、3年間継続して就学できること。

(6) その他総合的な判断

【補足】

選考の結果、選考基準を満たす者が募集定員を上回る場合は、教育長が抽選を行い、候補者を決定します。

10 選考(抽選)結果

選考(抽選)結果は申込者に郵送で送付します。

11 お願い・注意事項

候補者の推薦入試による可否内定があったときは、速やかに弟子屈町教育委員会管理課に合否状況を連絡するとともに、内定に関する書類の写しを提出してください。

候補者が推薦入試の出願をしなかったときや推薦入試を受験しなかった場合は、速やかに弟子屈町教育委員会管理課に連絡してください。

候補者かつ弟子屈高校の推薦入試で合格した方は弟子屈町教育委員会が手配する13に記載の住宅に優先的に入居することができます。候補者とはならずに入試に合格された方には、弟子屈町教育委員会では住宅の手配、斡旋などを含めた確保に関する支援は行えませんので、ご自身で住宅を確保してください。

この募集に関わる決定が弟子屈高校の入試に影響を及ぼすことは一切なく、入居候補者の選考には、弟子屈高校の関係者は一切関与しません。

12 募集スケジュール 別紙のとおり

13 入居住宅

①	住宅タイプ	シェアハウス
②	入居人数	最大2人
③	ハウスマスター(HM)	あり ※HMは民間個別住宅への訪問対応を基本としており、常駐対応ではないため、状況により対応までに時間を要する場合がある 主な業務内容： ● 留学生の生活状況に関する個別面談(月1回) ● 留学生の生活状況に関する保護者との連携・情報共有

		● 必要に応じた施設管理者・学校・教育委員会との連携
④	所在地	<u>北海道川上郡弟子屈町美里 4 丁目 8 番 11 号</u> ● 弟子屈高校まで徒歩 16 分 ● 住宅所有者が経営する宿泊施設（ペンションピラオ）が隣接 ● お弁当屋（ほかほか弁当）がすぐ横 ● 道の駅（摩周温泉）まで徒歩5分 ● 最寄りコンビニ（ローソン）まで徒歩 13 分 ● 最寄りスーパー（フクハラ）まで徒歩 15 分 ● 最寄りドラッグストア（ツルハ）まで徒歩 15 分
⑤	間取り	2LDK ● リビングダイニングキッチン ● 洋室1室（個室） ● 和室1室（個室） ● トイレ、浴室、脱衣所 お風呂は原則、隣接するペンション内の浴場を利用し、住宅の浴室は使用しないこと
⑥	月額使用料	75,000 円/人 ● 町から 50,000 円/月補助 ● 使用料に含まれるもの （家賃、光熱水費、暖房費、インターネット通信費） ※入居人数が1人でも、2人でも月額使用料は 75,000 円/人で、町からの補助（50,000 円/月）が受けられます。
⑦	食事	原則食事の提供はありません。 ● 朝食は、希望したときにペンション側で対応が可能な場合に限り提供します。（和食膳 1,100 円/回） ● 昼食は、弟子屈高校で給食（無料）を提供しています。 ● 夕食は、町内飲食店で提供することができます。 （お店での提供【600 円】又はお弁当配達【800 円】）
⑧	備付設備	基本的な生活用品は設置されています。 【家電製品】 ✓ 冷蔵庫、洗濯機、エアコン（リビングのみ）、ウォシュレット、電子レンジ、掃除機、テレビ（リビングのみ） 【家具類】 ✓ ダイニングテーブル・イス、ソファ、ベッド、 【その他】 炊事用品、食器類、暖房設備

		※学習机はありませんので、必要に応じて入居者で設置してください。
⑨	注意事項	この住宅は、民間宿泊施設が所有する一般住宅であり、管理人は常駐していません。食事、清掃、洗濯などの家事は入居者が行うこととなります。敷地内に宿泊施設オーナーが居住していますので、困りごとがあれば相談には応じますが、ハウスマスターではありませんので、全ての困りごとに対応することはできません。また、入居者の状況・状態・動向については保護者の方が適宜連絡を取り把握してください。
⑩	その他	詳細は住宅入居規則に記載しております。お申込みの際は予めご確認ください。
⑪	住宅写真	次ページ参照



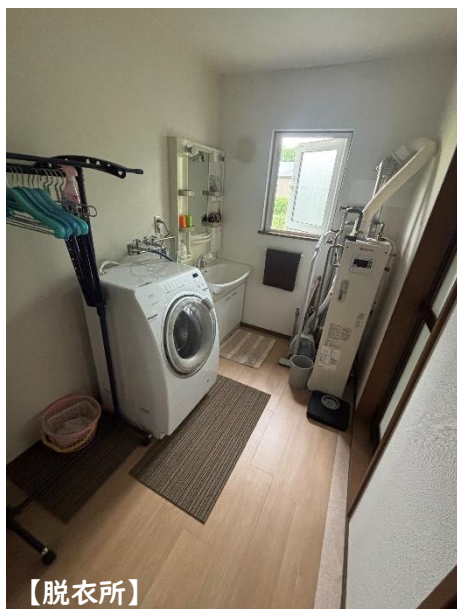
【外観】



【ダイニング・キッチン】



【ダイニング・リビング】



【脱衣所】



【洋室】



【和室】